第２章　ひとり親家庭を取り巻く状況

１．ひとり親家庭の現状

（１）離婚件数等の状況

富田林市における離婚件数は、全国統計とほぼ同じような推移を示しており、平成22年の離婚率（人口千人あたりの１年間の離婚件数）では2.22となっており、大阪府の2.39と比べると低いものとなっています。

婚姻件数は年度ごとの増減はあるものの、平成19年度519件が平成22年度には478件と微減しています。離婚件数についても年度ごとの増減があり、250件前後で推移しています。

婚姻件数、離婚件数、離婚率の推移

		全　国	大阪府	富田林市
平成19年	婚　　姻	719,822	51,994	519
	離　　婚	254,832	20,328	250
	離 婚 率	2.02	2.35	2.04
平成20年	婚　　姻	726,106	52,998	514
	離　　婚	251,136	20,490	260
	離 婚 率	1.99	2.37	2.14
平成21年	婚　　姻	707,734	51,689	523
	離　　婚	253,353	20,737	244
	離 婚 率	2.01	2.37	2.02
平成22年	婚　　姻	700,214	51,242	478
	離　　婚	251,378	20,752	265
	離 婚 率	1.99	2.39	2.22

厚生労働省「人口動態統計」

（２）児童扶養手当受給資格者数の推移

離婚の増加に伴い、児童扶養手当受給資格者数も増加しています。

区分別に見ると、全部支給は平成 19 年をピークに減少していますが、平成 22 年に再度増加しています。これは、平成 22 年８月に児童扶養手当制度が改正され、父子家庭等にも手当が支給されるようになったものと思われます。また、一部支給は年々増加傾向にあり、全部停止はほぼ横ばいの状態です。

児童扶養手当受給資格者数の推移

	全部支給	一部支給	全部停止	計
平成 19 年	951	390	133	1,474
平成 20 年	924	450	126	1,500
平成 21 年	911	471	132	1,514
平成 22 年	934	496	134	1,564

資料：富 田 林 市

＊児童扶養手当受給資格者数（児童扶養手当の資格要件に該当するもの）

・児童扶養手当を支給（全部・一部）されている者、及び所得制限限度額を超え支給が全部停止されている者の合計

・資格要件：母子家庭の母・父子家庭の父等が、18 歳に達する日以降の最初の３月 31 日までの児童または、20 歳未満で政令で定めた障がいの状態にある児童を監護している場合

＊手当の額は、請求者又は配偶者及び扶養義務者（同居している請求者の父母兄弟姉妹など）の前年の所得によって、全部支給、一部支給、全部停止が決まります。

所得制限限度額

扶養親族等の数	父、母または養育者		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
０人	19 万円未満	192 万円未満	236 万円未満
１人	57 万円未満	230 万円未満	274 万円未満
２人	95 万円未満	268 万円未満	312 万円未満
３人	133 万円未満	306 万円未満	350 万円未満
４人	171 万円未満	344 万円未満	388 万円未満
５人	209 万円未満	382 万円未満	426 万円未満

２．アンケート調査からみる富田林市のひとり親家庭

ひとり親家庭の現状を把握するため、就労・生活・住居などの現状把握の設問を中心としたアンケート調査を実施しました。本項では、アンケート調査の結果をとりまとめ、ひとり親家庭の現状や意向を示しています。

アンケート調査方法・回収結果

	母子家庭	父子家庭
調 査 対 象	・児童扶養手当受給資格者 ・ひとり親家庭医療助成の資格をお持ちの人	
対 象 者 数	１，６３０人	６２人
配 布 方 法	児童扶養手当現況届及びひとり親家庭医療更新届の案内送付時に同封	
回 収 方 法	各届書提出時に回収箱へ投入（回収箱は子育て支援課、福祉医療課、金剛連絡所に設置）	
調 査 期 間	平成 24 年８月１日～31 日	
回 収 数	１，０２８件	
無 効 数	６件（母子・父子家庭の区別ができないもの）	
有 効 回 収 数	９８８件	３４件
有 効 回 収 率	６０．６％	５４．８％

【１】　現在の状況について

（１）回答者の年齢構成（平成 24 年８月１日現在）

母子家庭の年齢は「40～44 歳」が 31％で最も多く、次いで「35～39 歳」20％、「45～49 歳」19％となっています。父子家庭の年齢は「40～44 歳」24％、「45～49 歳」21％、「30～34 歳」18％の割合になっており、母子家庭・父子家庭ともに 40 歳代がほぼ半数を占めています。

また、母子家庭では 19 歳以下の若年層が１％となっています。

回答者の年齢構成(平成24年8月1日現在)

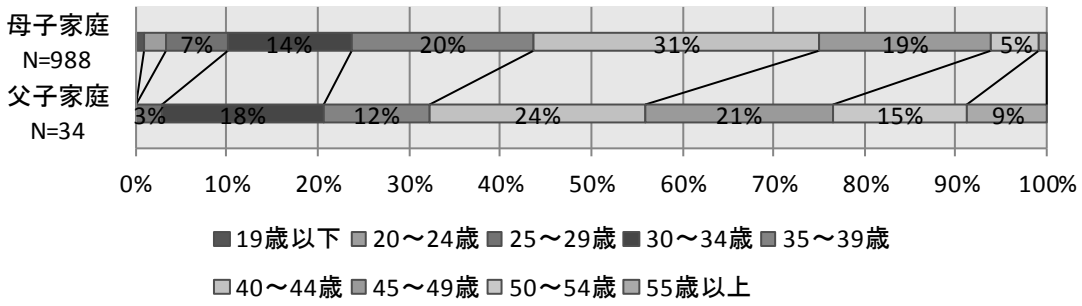

（２）ひとり親家庭になった理由

ひとり親家庭になった理由は、母子家庭では「離婚」が 87％で最も多く、次いで「未婚」８％、「死別」４％となっています。

父子家庭では「離婚」が 74％で最も多く、次いで「死別」26％となっています。

離婚の原因としては、母子家庭では「経済理由」23％、「暴力」12％となっており、父子家庭では「経済理由」12％となっています。

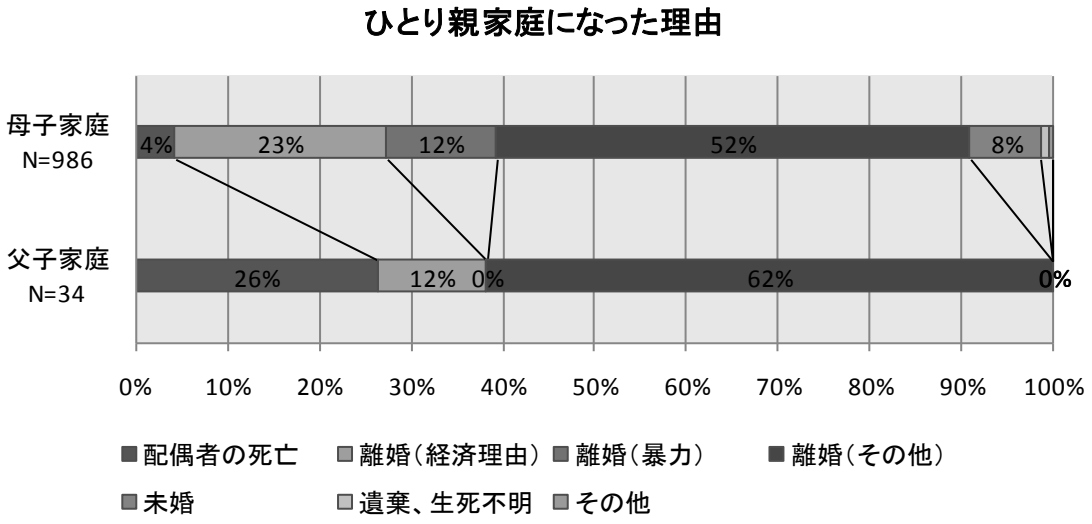

（３）ひとり親家庭になってからの年数

ひとり親家庭になってからの年数は、母子家庭では「５～10 年未満」が 36％で最も多く、次いで「10 年以上」24％となっています。

父子家庭では「５～10 年未満」が 38％で最も多く、「１～３年未満」24％となっています。

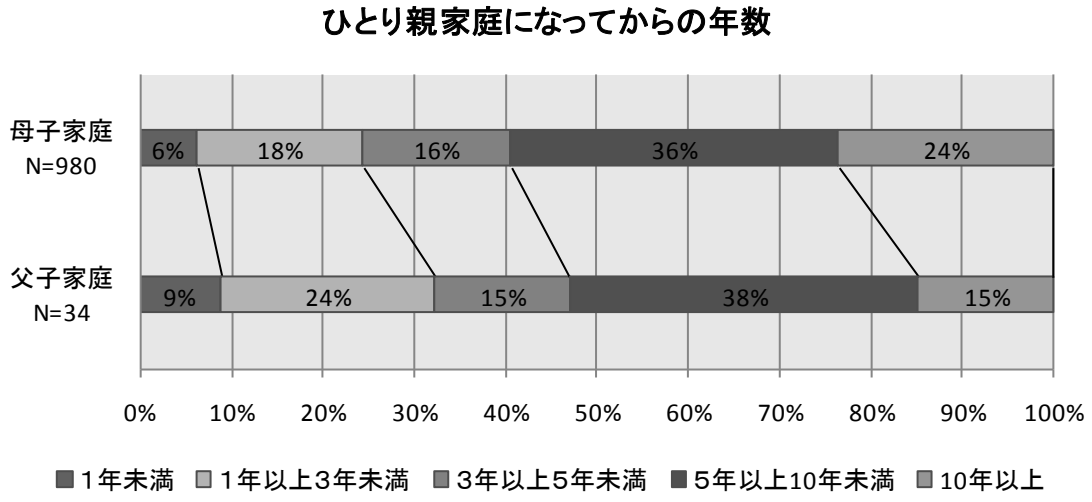

（４）扶養している子どもの就学段階（複数回答）

扶養している子どもの就学段階は、母子家庭では「高校生以上」が 33%、「小学生」が 30%、父子家庭では「高校生以上」が 35%、「小学生」が 31%となっています。

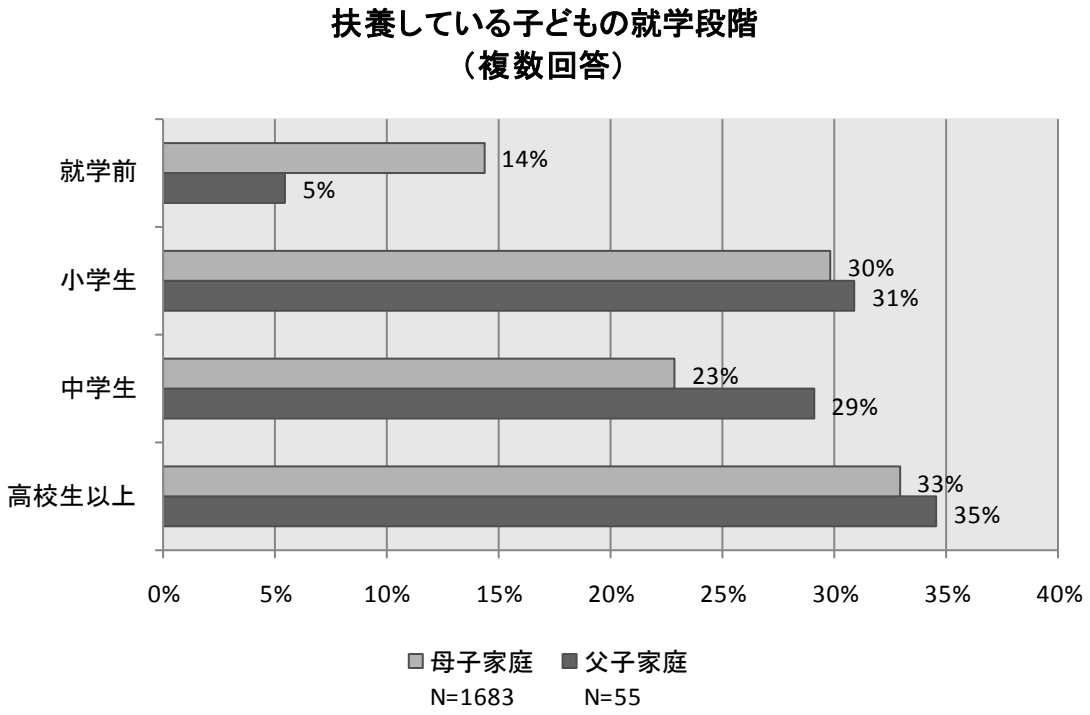

（５）子どもの進学についての希望

子どもの進学をどこまで希望するかについて、母子家庭では「子どもの意志に任せる」が 42%で最も多く、次いで「大学」32%、「高校」16%となっています。

父子家庭では「子どもの意志に任せる」が 59%で最も多く、次いで「大学」21%、「高校」15%となっています。

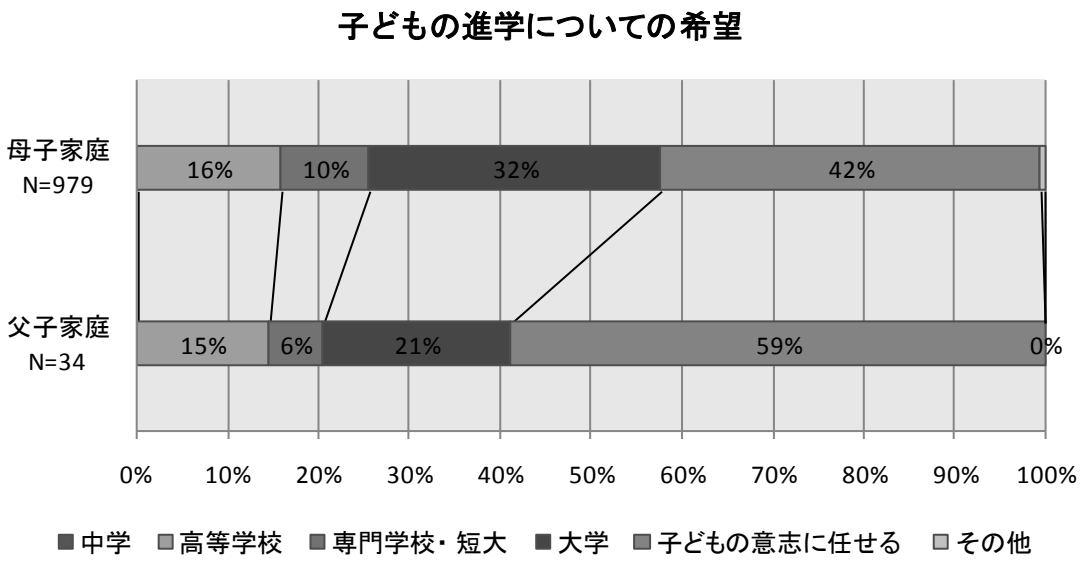

（６）悩みごとの相談

①悩みごとを相談できる人については、「いる」が母子家庭 91%、父子家庭 82%となっています。

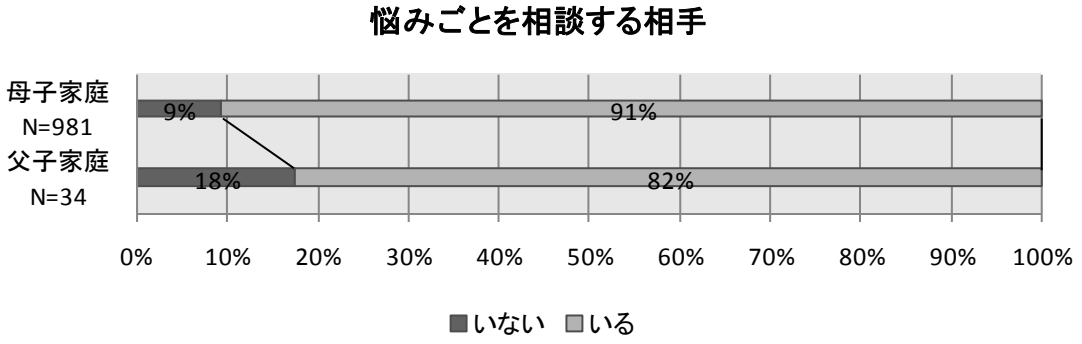

②相談相手が「いる」の回答について、母子家庭では「友人知人」47%、「家族」46%、父子家庭では「友人知人」46%、「家族」35%となっています。

また、母子家庭の「その他」の回答には「子ども」、「保育園の先生」などがありました。

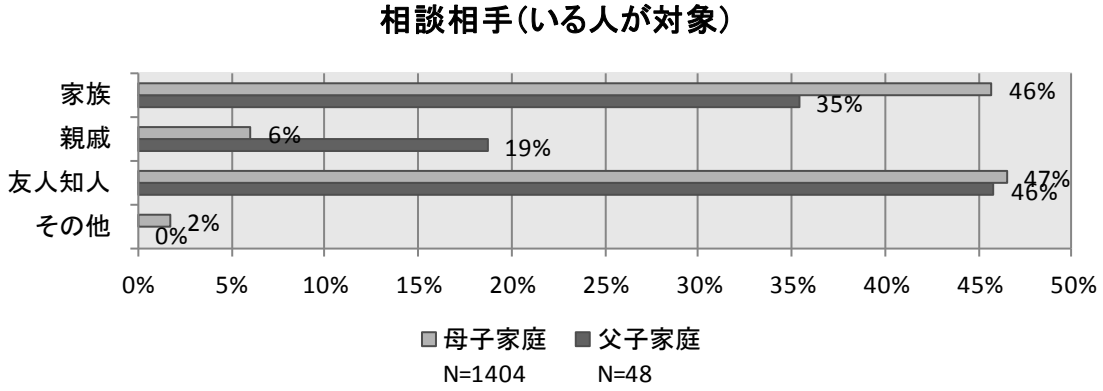

③相談相手が「家族」の回答について、「母」の割合が母子家庭 46%、父子家庭 68%と最も高くなっています。

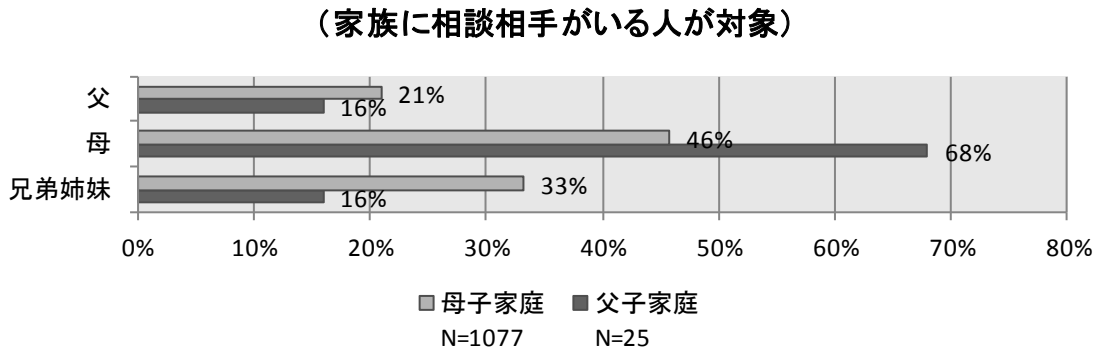

【２】養育費について（ひとり親になった理由が「配偶者の死亡」以外）

（１）養育費の取り決め状況

養育費の取り決め状況について、母子家庭では「取り決めをしなかった」が 67%で最も多く、次いで「公的文書での取り決め」17%、「文書はないが取り決めをした」10%、「私的文書での取り決め」６%となっています。

父子家庭では「取り決めをしなかった」が 91%と最も多く、「公的文書での取り決め」と「文書はないが取り決めをした」が各４%（１件）となっています。

養育費の取り決め状況

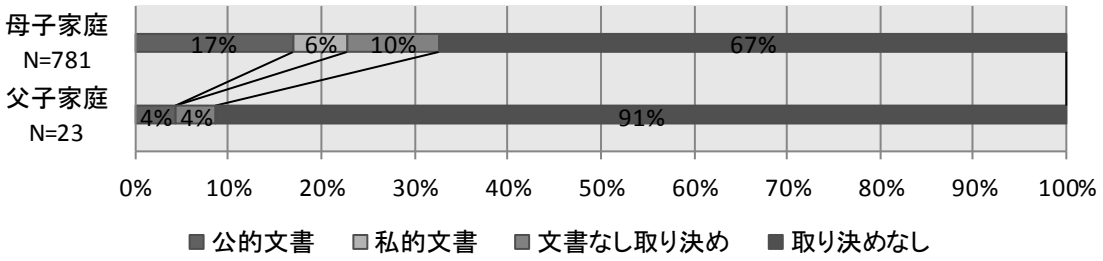

（２）養育費の支払い期間と子ども一人当たりの月額（取り決めをした人が対象）

①養育費の支払い期間については、母子家庭では「20 歳まで」が 57%で最も多く、次いで「18 歳まで」36%となっており、父子家庭では「20 歳まで」が 100%（１件）となっています。

養育費の支払期間

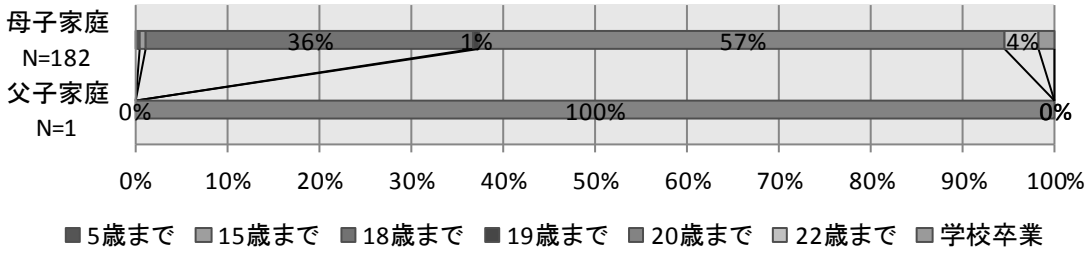

②子ども一人あたりの取り決め月額は、母子家庭では「３万円以上５万円未満」が 35%で最も多く、次いで「５万円以上 10 万円未満」27%、「１万円以上３万円未満」23%となっており、「０円」の取り決めが 14%ありました。

父子家庭では「１万円」、「０円」が各 50%（１件）となっています。

子ども一人当たりの養育費月額

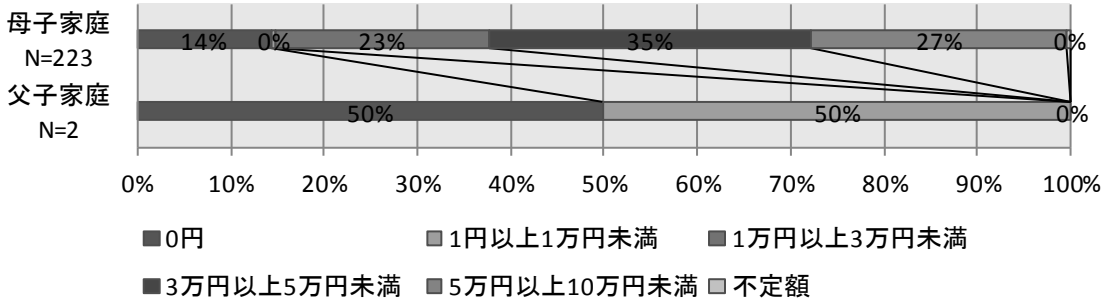

（３）養育費の受け取り状況

養育費の受け取り状況は、母子家庭では「一度も受け取ったことはない」が 76%で最も多く、次いで「受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない」12%、「定期的に受け取っている」10%となっています。

父子家庭では「一度も受け取ったことはない」が 95%で、「受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない」が５％（１件）となっています。

養育費の受け取り状況

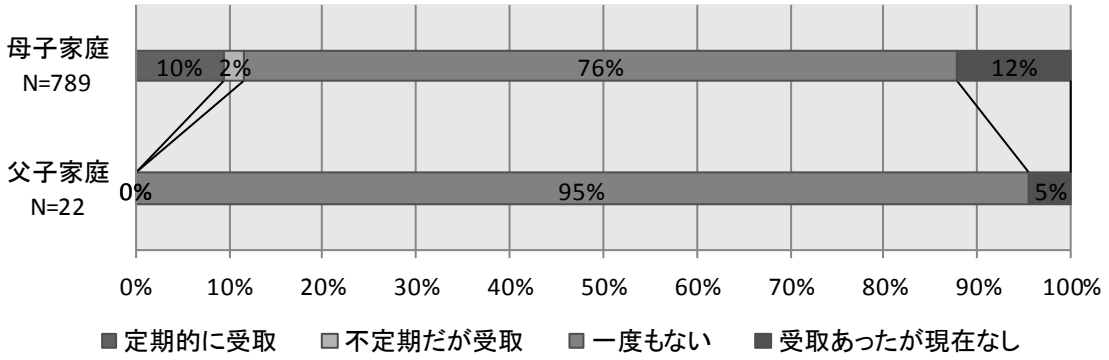

（４）現在は養育費を受けとっていない（過去に受け取ったことはある人が対象）

①養育費を受けた期間

（３）で「受け取ったことはあるが現在は受け取っていない」の回答について、養育費を受けた期間は、母子家庭では「半年未満」が 47%で最も多く、次いで「１年以上３年未満」27%、「半年以上１年未満」10%となっており、１年未満が半数以上を占めています。

父子家庭は「半年未満」が 100%（１件）となっています。

養育費を受けた期間

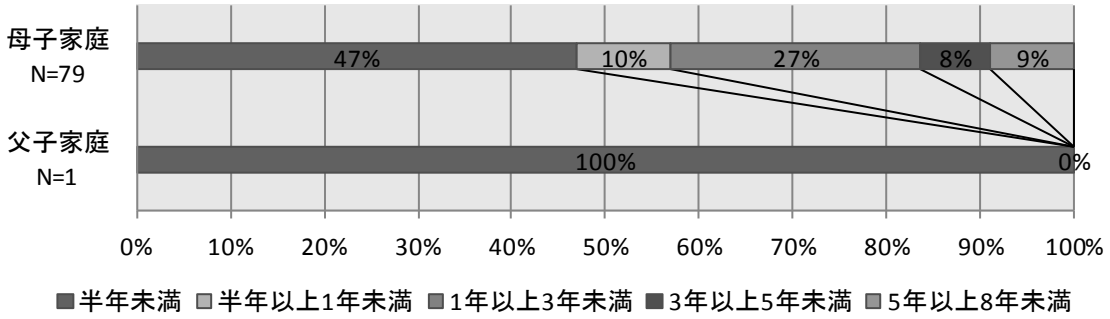

②現在養育費を受けていない理由

現在受けていない理由について、母子家庭は「相手が拒否」が 43%で最も多く、次いで「相手の経済事情」29%、「相手と連絡がとれない」19%となっています。

父子家庭は「理由不明」が 100%（１件）となっています。

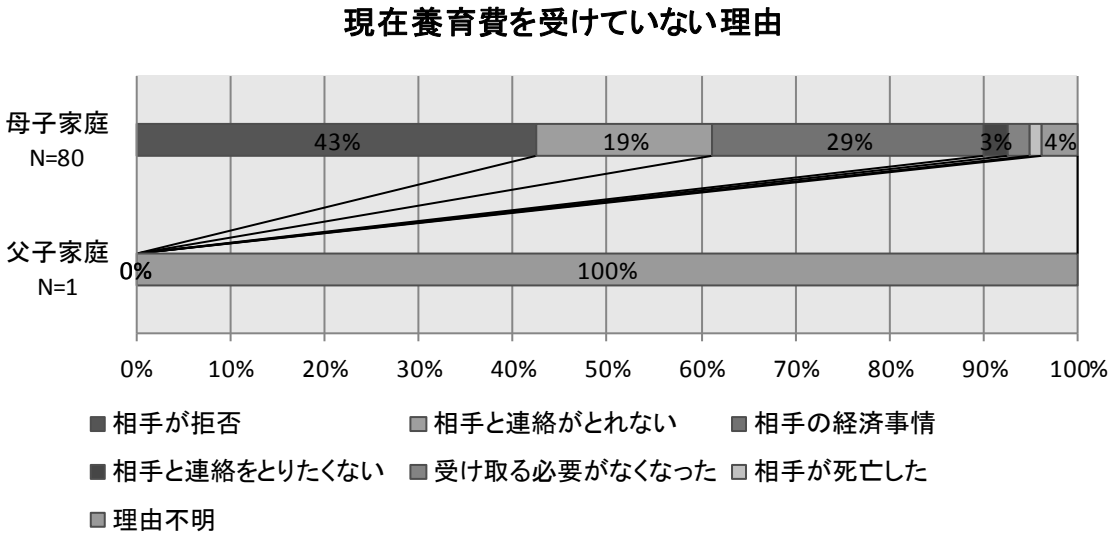

【３】仕事について

（１）就業形態の変化

①母子家庭

母子家庭の就業形態は、母子家庭になる前は「無職」が 42%で最も多くなっていましたが、母子家庭になった直後では 22%、現在では 14%と減少しています。逆に「パート・アルバイト」が 37%であったものが、母子家庭になった直後では 53%と全体の半数を占め最も多くなっています。現在でも「パート・アルバイト」46%の割合が変わらず高くなっており、「正規職員」29%の割合も増加しています。これは、離婚直後に生活維持のため就労する必要に迫られての変化と考えられます。

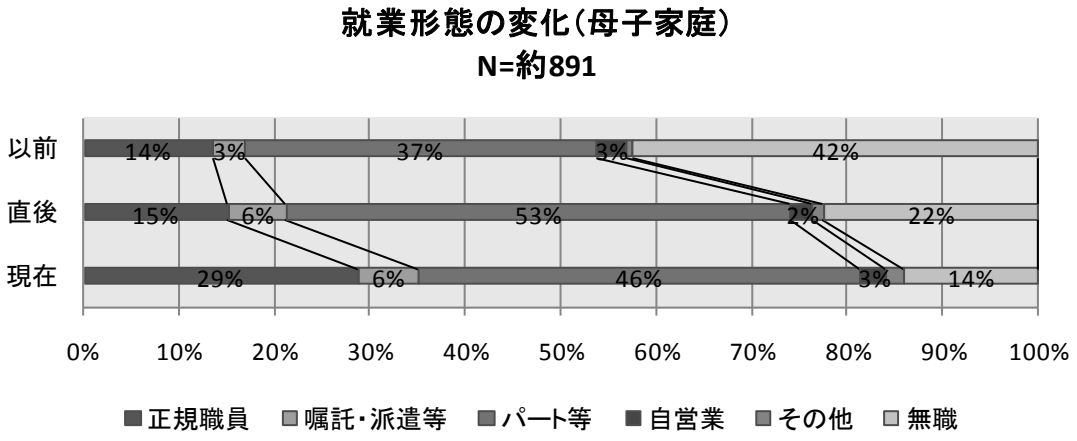

②父子家庭

父子家庭の就業形態は、父子家庭になる前は「正規職員」が 55%と全体の半数を占め、次いで「自営業・事業主」32%となっています。父子家庭になった直後でも「正規職員」が 52%、「自営業・事業主」が 23%となっています。現在は「正規職員」が 36%と減少し、「無職」が 21%と増加しており、ひとり親になってしばらくすると、子育てと仕事の両立が困難になったことを示しています。

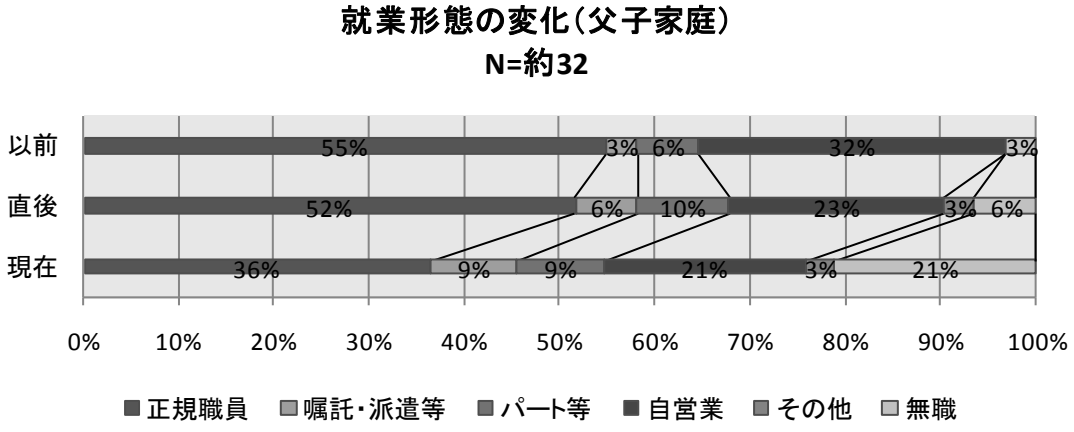

（２）職種の変化（無職以外の人対象）

①母子家庭

母子家庭の職種は、母子家庭になる前は「事務職」が 22%で最も多くなっており、次いで「サービス業」21%、「専門職」18%となっています。母子家庭になった直後では「専門職」が 22%と最も多くなり、現在でも 31%とさらに多くなっています。

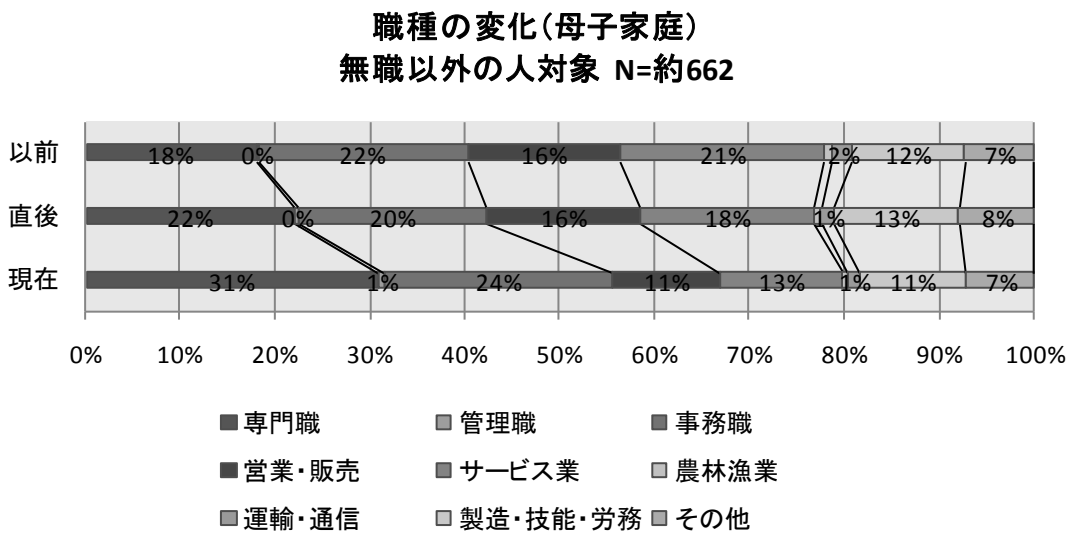

②父子家庭

父子家庭の職種は、父子家庭になる前は「製造・技能・労務の仕事」が 26%で、次いで「営業・販売」19%、「専門職」16%となっています。父子家庭になった直後でも「製造・技能・労務の仕事」が 23%、「営業・販売」20%となっており、現在も「製造・技能・労務の仕事」が 28%で最も多くなっています。

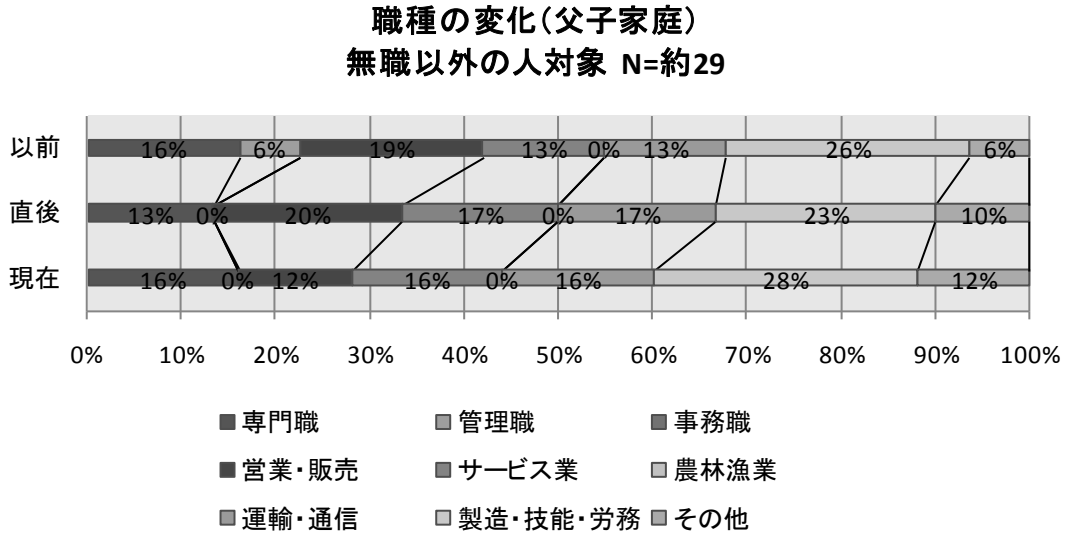

（３）現在の仕事の勤続年数（現在働いている人が対象）

現在働いている人に、現在の仕事の勤続年数を聞いたところ、母子家庭では「１～３年未満」が 26%で最も多く、次いで「１年未満」「５～10 年未満」が各 22%、「３～５年未満」19%となっています。父子家庭では、10 年以上が 42%で最も多く、次いで「１～３年未満」31%、「３～５年未満」「５～10 年未満」が各 12%となっています。

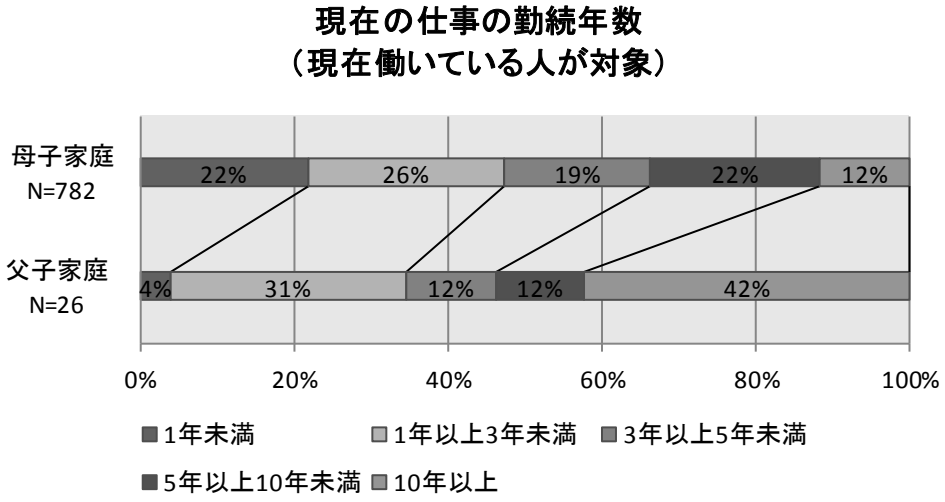

（４）現在の仕事を見つけた方法（現在働いている人が対象）

現在の仕事を見つけた方法は、母子家庭では「知人、友人の紹介」「求人情報誌（紙）」が各 23%で最も多く、次いで「職業安定所（ハローワーク）」17%となっています。父子家庭では「職業安定所（ハローワーク）」「知人、友人の紹介」が各 24%と最も多くなっています。

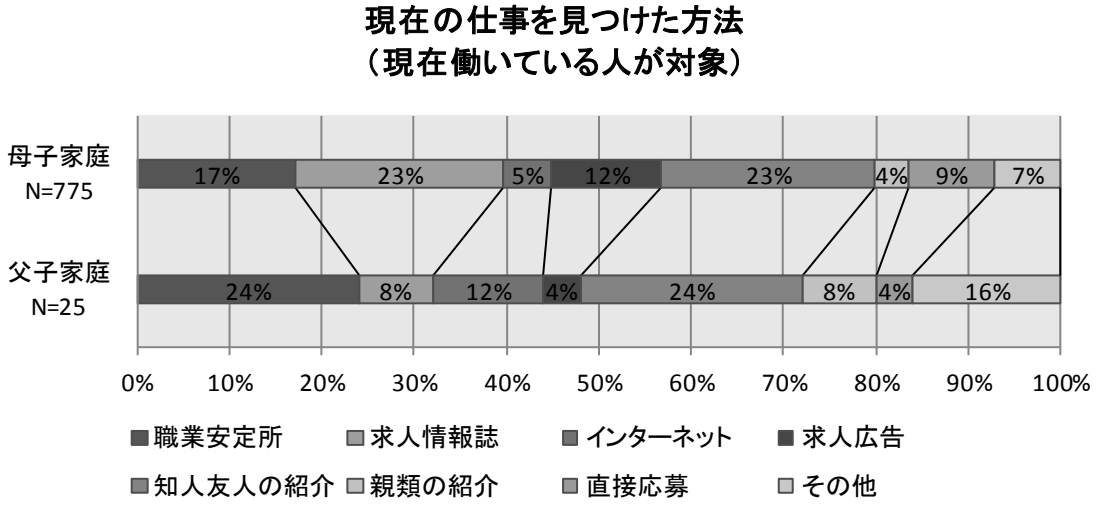

（５）就労による総収入（平成 23 年度）

就労による総収入は、母子家庭では「100～200 万円未満」が 29%で最も多く、次いで「200～300 万円未満」15%、「50～100 万円未満」14%、「50 万円未満」13%となっています。父子家庭では「200～300 万円未満」が 26%で最も多く、「100～200 万円未満」21%、「300～400 万円未満」18%となっています。母子家庭では 200 万円未満が全体の半数を占めています。

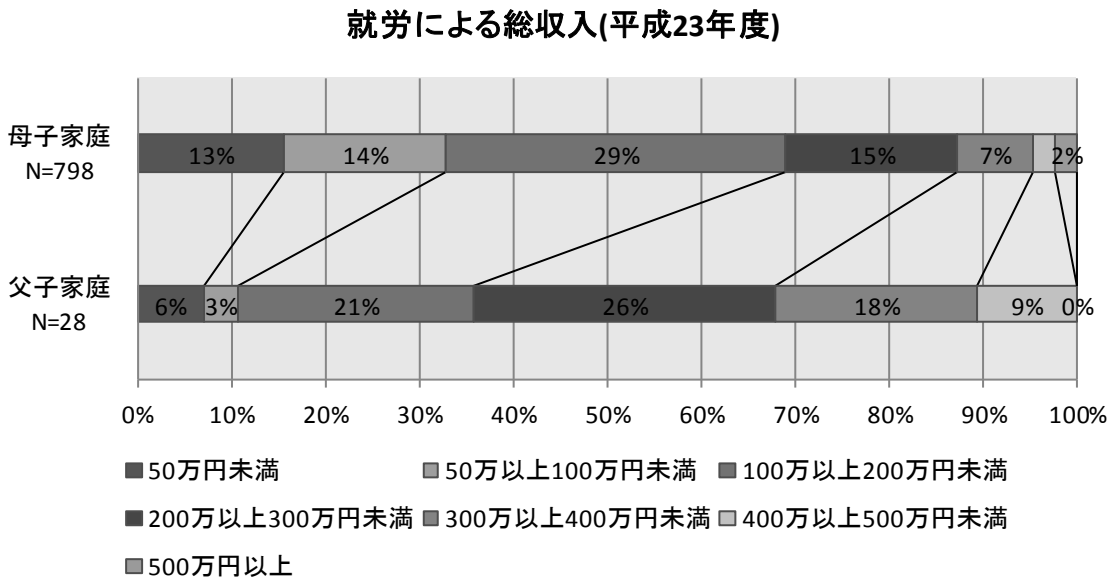

（６）今後習得したい技術・資格

今後習得したい技術・資格については、母子家庭が「パソコン」35％で最も多く、次いで「ヘルパー・介護」16％、「医療事務」13％となっています。

父子家庭では「パソコン」が 52％と最も多くなっています。

「その他」の回答では、「特になし」（10 件）、「調理師」（９件）、「介護支援専門員」（７件）の順になっています。

今後習得したい技術・資格

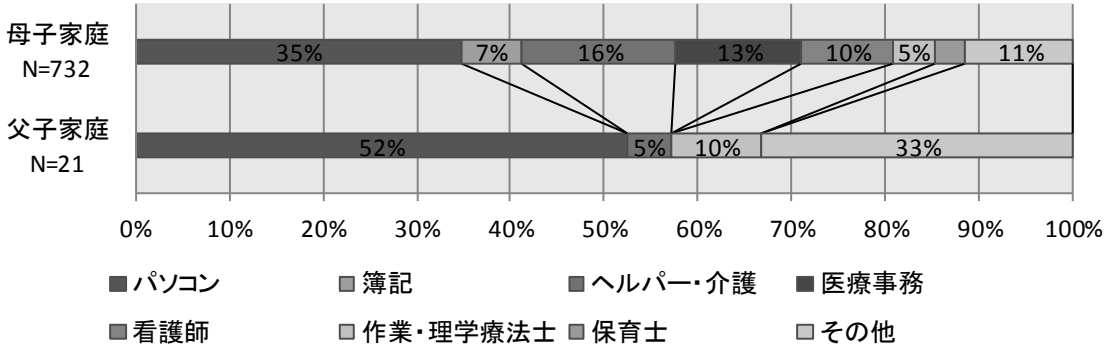

【４】住居について

（１）住居状況の変化

住居の状況は、母子家庭になる前の住居では「持ち家」が 35％で最も多くなっていましたが、母子家庭になった直後では 10％、現在では 12％と減少しています。「公営賃貸」は 23％であったものが、母子家庭になった直後では 27％、現在では 39％と増加しています。「親族と同居」は 11％であったものが、母子家庭になった直後では 25％と増加し、現在では 15％と減少しています。

父子家庭になる前の住居では「持ち家」が 57％で最も多くなっていましたが、父子家庭になった直後では 47％、現在では 42％と減少しています。「公営賃貸」は 17％であったものが、父子家庭になった直後では 20％、現在では 23％、「親族と同居」は 10％であったものが、父子家庭になった直後では 20％、現在では 23％と増加しています。

住居状況の変化（母子家庭）
N=約910

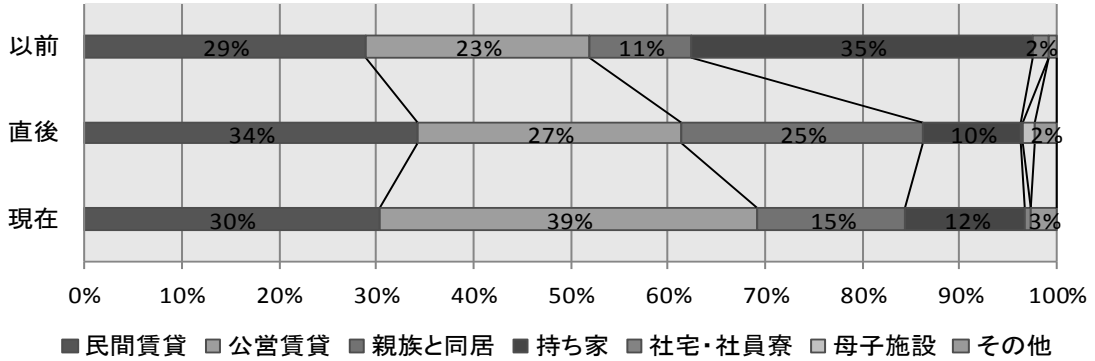

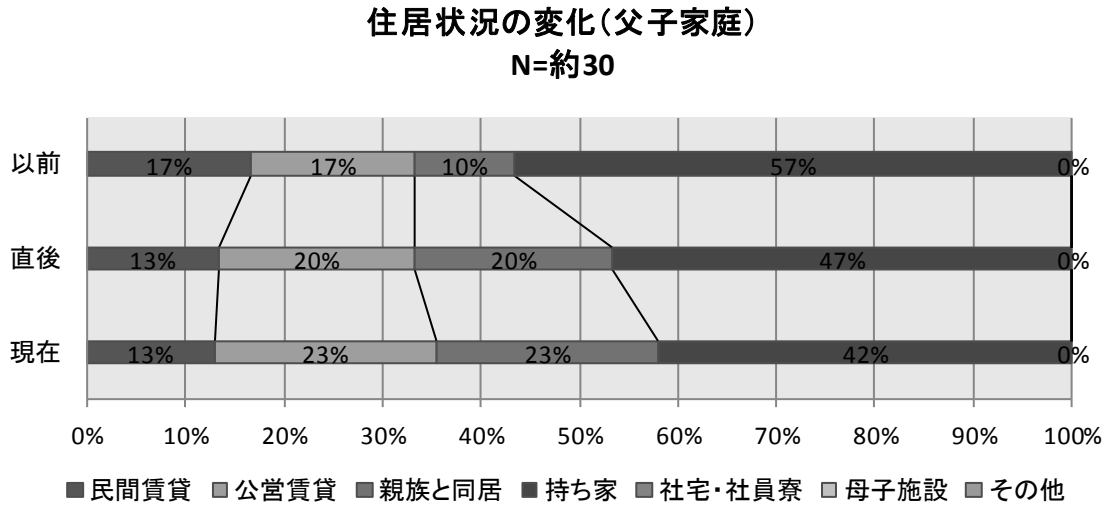

（２）ひとり親家庭になった後の公営住宅申し込み

ひとり親家庭になった後の公営住宅の申し込みは、母子家庭では「ある」33%、「ない」67%、父子家庭では「ある」16%、「ない」84%となっています。

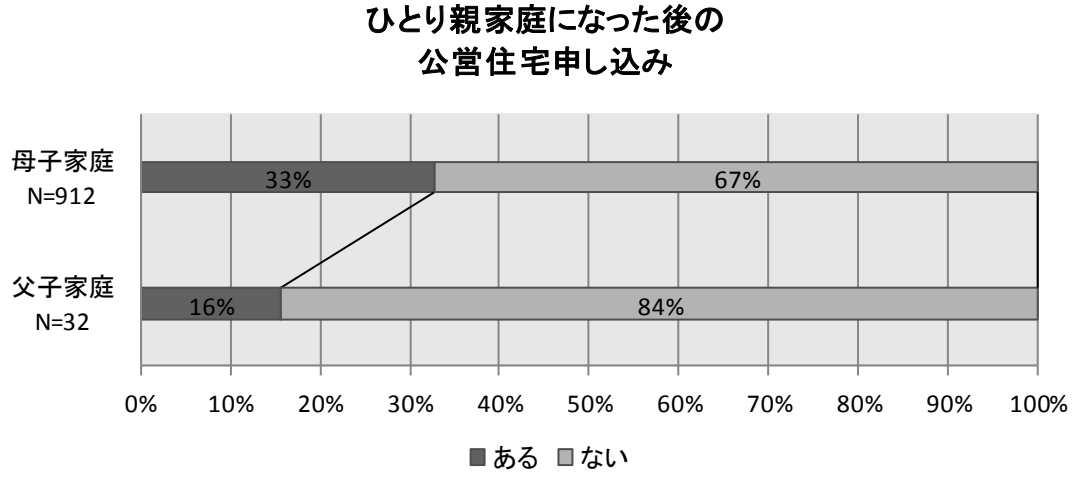

（３）公営住宅申し込み回数（申し込みをした人が対象）

公営住宅の申し込みをした人の回数をみると、母子家庭では「１回」37%で最も多く、次いで「２回」22%、「３回」14%となっています。父子家庭では「１回」40%で最も多く、次いで「２回」、「３回」、「４回から５回」が各 20%となっています。

申し込み結果としては、母子家庭では「当選」58%、「未当選」42%、父子家庭では「当選」40%、「未当選」60%となっています。申し込み回数と当否の関連については、申し込み回数１回で当選した人は母子家庭 70%、父子家庭 50%となっています。

公営住宅申し込み回数
（申し込みをした人が対象）

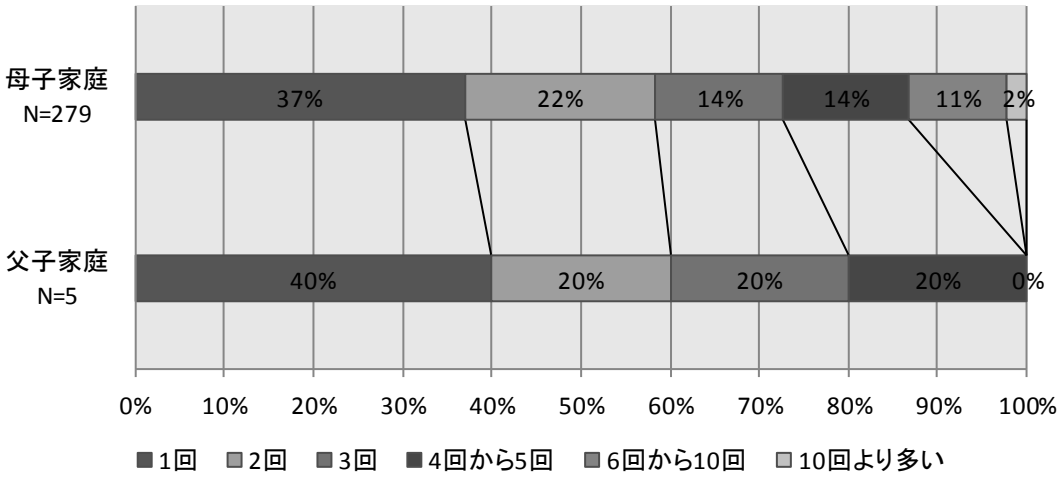

当選結果
（申し込んだことがある人が対象）

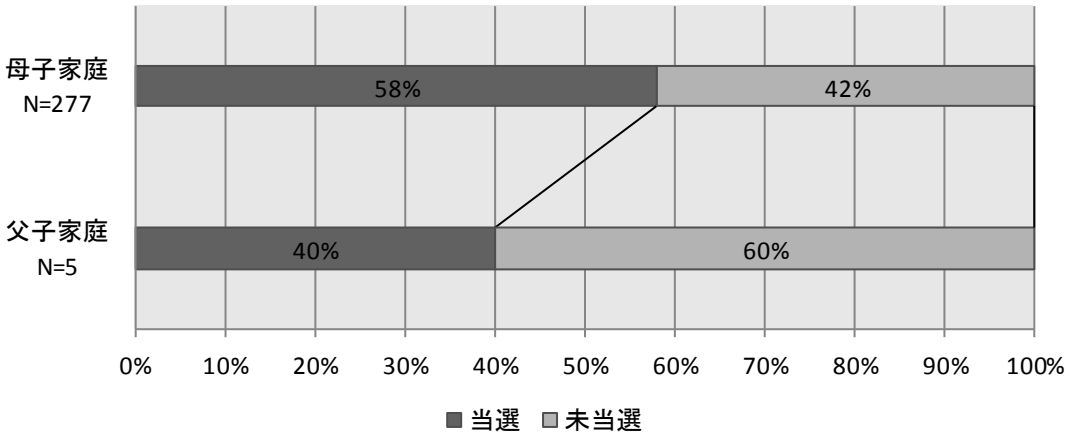

申し込み回数と当否の関連（母子）

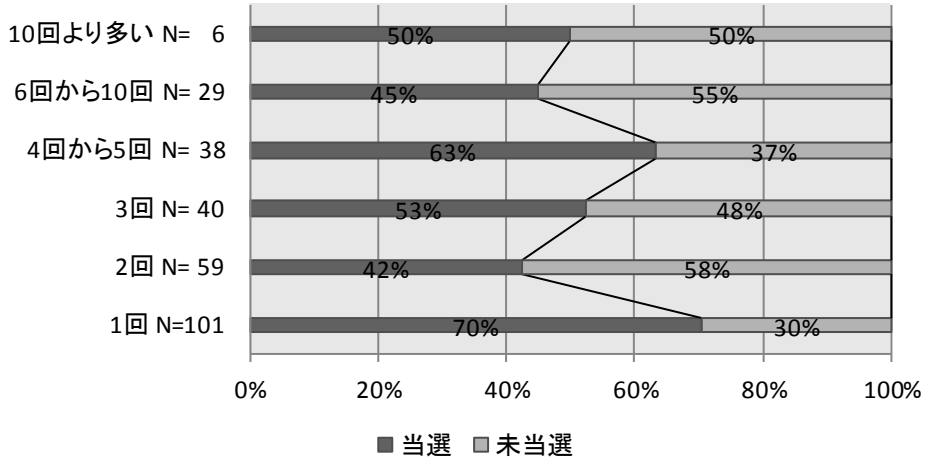

申し込み回数と当否の関連（父子）

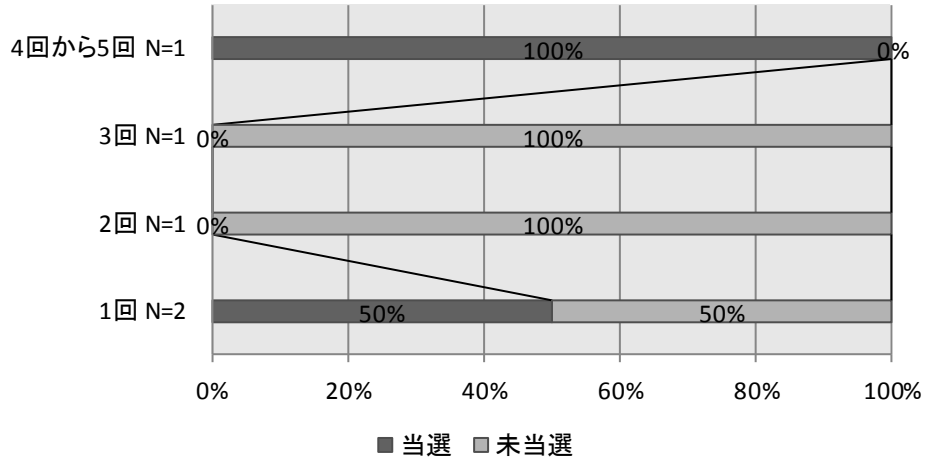

【５】制度や施策等について

国・府および市において取り組んでいる各種支援制度・施策について、母子家庭では「知っている」と回答した人は、「児童扶養手当」98％で最も多く、次いで「ひとり親家庭医療助成」92％、「公共職業安定所（ハローワーク）」90％、「母子家庭等就業・自立支援センター」68％となっています。父子家庭では「児童扶養手当」94％で最も多く、次いで「公共職業安定所（ハローワーク）」86％、「ひとり親家庭医療助成」84％、「高等職業技術専門学校」43％となっています。

「児童扶養手当」や「ひとり親家庭医療助成」といった経済支援的な施策と「公共職業安定所（ハローワーク）」については「知っている」が高くなっていますが、それ以外の制度・施策については「知らない」が多くなっています。

制度や施策の認知度・活用度
（母子家庭）N=約856

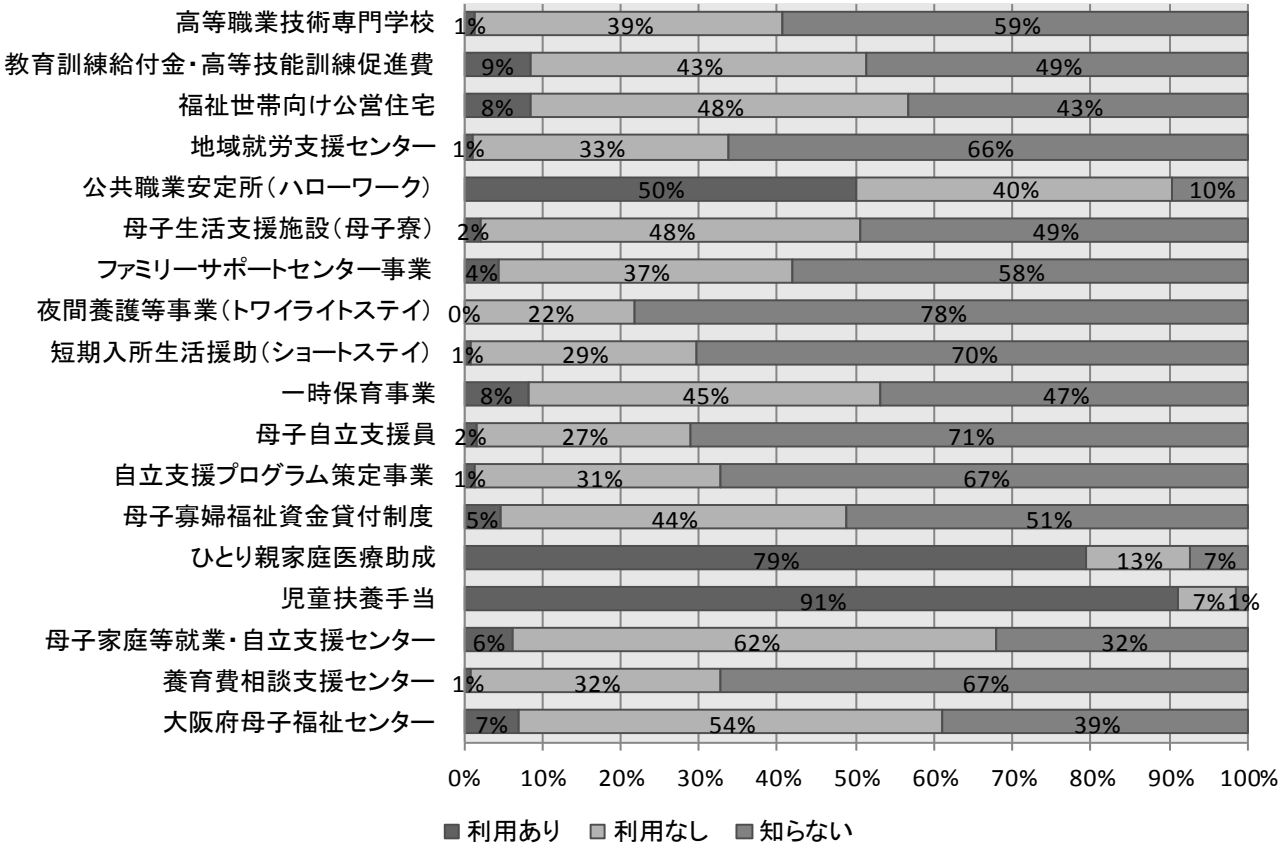

制度や施策の認知度・活用度
（父子家庭）N=約29

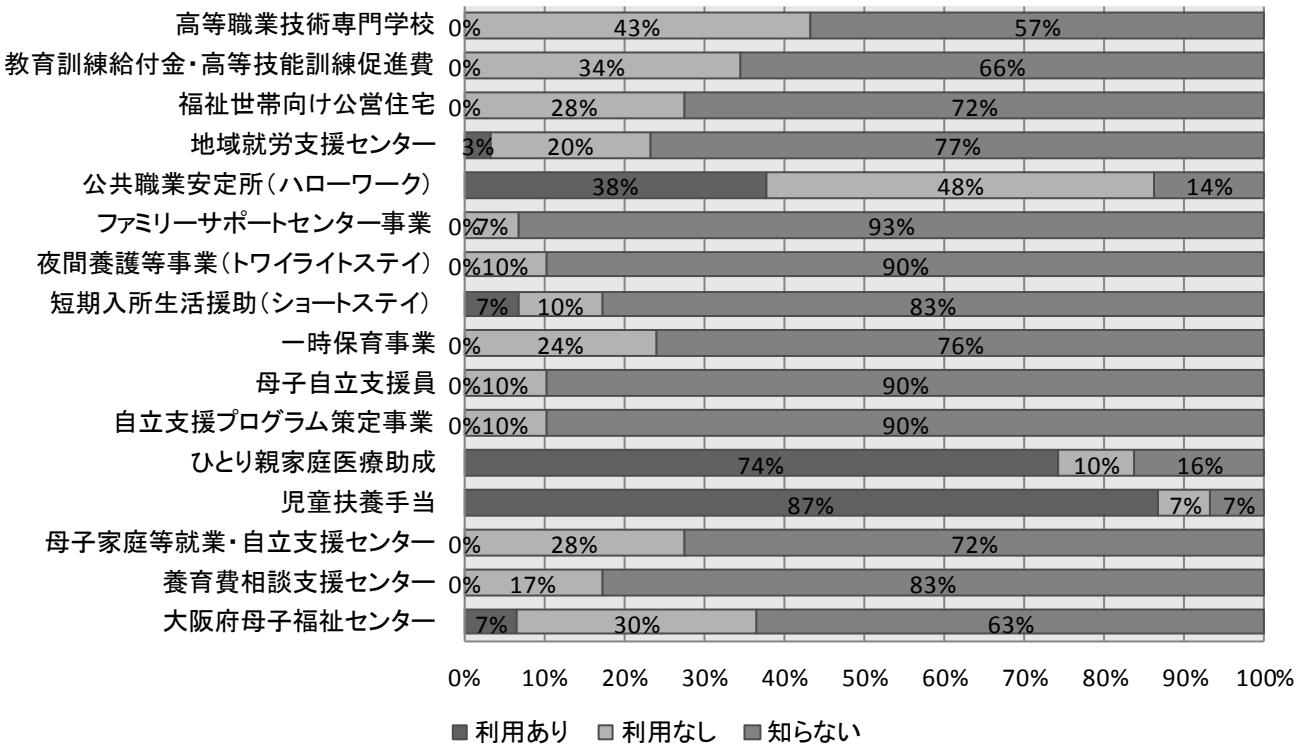

【６】その他（意見・要望等自由記述の抜粋）

〈制度・施策・相談について〉

・アンケート項目に知らないものが沢山あった。利用できるものは利用したいと思うが、内容や利用の仕方について詳細がわからない。

・身寄りがないものにとっては、身近に受けられる支援があれば助かる。

・せっかく支援制度があっても、知らない人が不便な生活を送るのは不公平。どの家庭にも情報が行き渡るようにもっと周知してほしい。

・色々な制度があるのは知っているが利用の仕方がわからない。対応が冷たいのではないかとの不安もあり実際動くことがなかった。

・フリーダイヤルの母子家庭相談電話をつくってほしい。

・休日に相談できる場がほしい。

〈情報提供について〉

・ひとり親家庭の手続き（申請時・現況届け時等）をした際に資料を配布してほしい。

・広報掲載及び個別に郵送してほしい。

・難しいことばや説明でよくわからない。わかりやすく説明してほしい。

・日本語の読み書きが難しい。英語版の資料がほしい。

〈就業支援について〉

・資格取得の窓口を広げて欲しい。（倍率が高く利用できなかった。希望の資格が対象になっていない。）

・働きながら資格取得ができる土日開講の講座をもっと増やしてほしい。託児も希望。

〈住居について〉

・公営住宅になかなか当選できない。ひとり親家庭がもう少し優遇してもらえないか。

・子どもの校区の問題で公営住宅の申し込みをあきらめた。色々な地域に公営住宅をつくってもらいたい。

〈働く環境について〉

・子どもを育てながら働ける職場、保育園の数が少ない。

・子どもの養育や親の介護の問題で働けないひとり親が多数いると思う。働きやすい環境を整えてほしい。

〈子育てについて〉

・保育時間を延長してほしい。

・発達障がい児の養育について、もっと情報がほしい。

〈養育費について〉

・家庭裁判所で母子は生きるために必死で闘っていることを重く受け止めてもらいたい。決定されたことが確実に履行されなければ意味がない。

・父子家庭。子どもの養育費を支払っているが減収により生活が厳しい。

〈児童扶養手当について〉

・大変助かっている。終了後の生活が不安。子どもが 20 歳になるまで支給してほしい。

・所得制限額が低すぎる。増収により減額されると、働けば働くほど生活が苦しくなるという現実がある。一部支給停止もなくしてほしい。

・子どもが１人と３人の手当額の差が少ないが、子どもが３人いると子ども１人の生活より苦しい。
・手当の不正受給者が多い。養育費等受給の実態や生活についてもっと調査を強化してほしい。書類上の調査だけでは不公平。

〈ひとり親家庭医療助成について〉

・医療費が高く後回しになってしまう。収入に関係なく助成を受けられれば助かる。
・児童扶養手当が受給停止になった場合に医療費の助成だけでもあれば助かる。

〈母子寡婦福祉資金貸付について〉

・課税世帯に利用の制限があり困る。真面目に納税している状況も判断基準にいれるべきではないか。そうでなければ、自立支援とは言えない。
・別世帯の連帯保証人が立てられない場合、利用が困難。

〈その他〉

・母子家庭に自立と言われるが働けば働くほど手当は減らされ、年金・保険料・税金・保育料は増えて、生活が楽にならない。真面目に働く者が損をする世の中に思える。
・パートの掛け持ちで生計を維持。手当は少しずつ減らされるが国民健康保険料が高い。生活保護世帯の方が生活費も多くもらえて保険料・医療費がかからないのは納得できない。自力で頑張っている母子達が悔しい思いをしない世の中にしてもらいたい。
・母子家庭は弱者という見方があるが個人の意識の問題。もっと収入を増やそうという母親が増えるようなメンタル面でのケアや自立と支援のバランスが必要。

「第二次富田林市ひとり親家庭自立促進計画」策定のためのアンケート調査

本調査におけるひとり親家庭とは、母子家庭、父子家庭としています。
該当しないご家庭につきましては、右下の□内に×印を記入してご返却下さい。

→ □

【記入上のお願い】

◆ 回答は、平成24年８月１日現在でお願いします。
◆ 回答は、質問の答えとしてあてはまる番号を、○印で囲んでください。回答欄が設けてある場合は、その中に数字をご記入下さい。
◆ 質問項目で、ご家庭の状況に当てはまらない点につきましては無記入でお願いします。
◆ 記入後はお手数ですが、８月 31 日（金）までに、市役所２階子育て支援課または金剛連絡所へ提出していただきますようお願いします。
※児童扶養手当現況届を提出される方は、併せてお持ち下さい。
（回収は、児童扶養手当現況届と別にさせていただきます）

【問い合わせ先】

本調査について、ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。
富田林市子育て福祉部子育て支援課　TEL：０７２１－２５－１０００　内２０８・２０４
FAX：０７２１－２４－８９７６

【現在の状況について】

問１　あなたの世帯はどちらにあてはまりますか。
1. 母子家庭　　2. 父子家庭

問２　あなたの年齢(平成24年８月１日現在)はおいくつですか。
1. 19歳以下　2. 20～24歳　3. 25～29歳　4. 30～34歳　5. 35～39歳
6. 40～44歳　7. 45～49歳　8. 50～54歳　9. 55歳以上

問３　ひとり親家庭になった理由をひとつ選んでください。
1. 配偶者の死亡　2. 離婚（借金等の経済理由）　3. 離婚（暴力による）
4. 離婚（その他）　5. 未婚　6. 遺棄、生死不明　7. その他（　　）

問４　あなたはひとり親家庭になって何年になりますか。
1. １年未満　2. １～３年未満　3. ３～５年未満　4. ５～10年未満　4. 10年以上

問５　あなたが扶養している子どもはどの就学段階にあてはまりますか。あてはまる番号をすべて選び、（　）の中に人数をご記入下さい。
1. 就学前（　）人　2. 小学生（　）人　3. 中学生（　）人　4. 高校生以上（　）人

問６　お子さんの進学については、どこまで希望されますか。
1. 中学　2. 高等学校　3. 専門学校・短大　4. 大学　5. 子どもの意志に任せる
7. その他（　　）

問７　悩みごとを相談できる人はいますか。いる場合は、あてはまる人をすべて選んでください。
1. いない　2. いる→家族（父・母・兄弟・姉妹）、親戚、友人・知人、その他（　　）

【養育費について】

問８　離別した元配偶者との養育費の取り決めはどのような状況でしたか。

1. 公正証書、判決、調停調書等の公的文書で決めた
2. 1.以外の私的文書で取り決めをした
3. 文書はないが、取り決めをした
4. 取り決めをしなかった　→問 10 へ

問９　問８で１～３と答えた方は、養育費の取り決めをした時点での、①養育費の支払期間、②子ども一人当たりの養育費の金額を下欄にご記入ください。

①養育費支払い期間	子どもが　　歳まで	②養育費月額	円

問１０　あなたは離別した元配偶者からの、現在のお子さんの養育費の受給はどのような状況になっていますか。

1. 定期的に受け取っている
2. 不定期だが受け取っている
3. 一度も受け取ったことはない

} 問 12 へ

4. 受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない

問１１　問 10 で４と答えた方は、養育費を受けた概ねの期間と、現在受けていない理由を下欄にご記入ください。

養育費を受けた期間	概ね　　年 ヶ月	現在受けていない理由	

【仕事について】

問１２　「ひとり親家庭になる前」、「ひとり親家庭になった直後」、「現在」のあなたの就業形態と職種について、下記のａ、ｂからあてはまる番号を選び下の回答欄に記入してください。複数の仕事をお持ちの場合はすべてについてお答えください。

（回答欄）

	1.ひとり親家庭になる前	2.ひとり親家庭になった直後	3.現在
a.就業形態			
b.職　種			

＜a.就業形態＞

①正規職員　② 嘱託・派遣・臨時職員　③パート・アルバイト　④自営業・事業主
⑤その他（　　）　⑥ 無職（専業主婦を含む）

＜b.職種＞

① 専門職（教員、ホームヘルパー、看護師、システムエンジニアなど）
② 管理職（企業、団体の課長など）　③ 事務職（一般事務、経理事務、医療事務など）
④ 営業・販売（商店店員、セールス、外交員など）
⑤ サービス業（理・美容師、飲食店員など）
⑥ 農林漁業　⑦ 運輸・通信の仕事（タクシー運転手、電話交換手など）
⑧ 製造・技能・労務の仕事（製造技能工、建設技能工など）　⑨ その他（　　）

問１３　現在の仕事の勤続年数は何年ですか。（現在働いている方のみお答え下さい）

1. １年未満　2. １～３年未満　3. ３～５年未満　4. ５～10 年未満　5. 10 年以上

問１４　現在の仕事をどのようにして見つけましたか。（現在働いている方のみお答え下さい）

1. 職業安定所（ハローワーク）　2. 求人情報誌（紙）
3. インターネット　4. 新聞の求人広告
5. 知人、友人の紹介　6. 親類の紹介
7. 事業者に直接応募　8. その他（　　）

問１５　あなたの世帯の平成 23 年（１月から 12 月）の年間総収入のうち<u>就労による</u>総収入（税込み）はどのくらいですか。

1. 50 万円未満　2. 50 万円以上～100 万年未満
3. 100 万円以上～150 万円未満　4. 150 万円以上～200 万円未満
5. 200 万円以上～250 万円未満　6. 250 万円以上～300 万円未満
7. 300 万円以上～350 万円未満　8. 350 万円以上～400 万円未満
9. 400 万円以上～450 万円未満　10. 450 万円以上～500 万円未満
11. 500 万円以上～550 万円未満　12. 550 万円以上～600 万円未満
13. 600 万円以上

問１６　今後習得したい技術・資格をひとつ選んでください。

1. パソコン　2. 簿記　3. ヘルパー・介護福祉士等　4. 医療事務　5. 看護師
6. 作業療法士・理学療法士　7. 保育士　8. その他（　　）

【住居について】

問１７　「ひとり親家庭になる前」、「ひとり親家庭になった直後」、「現在」のあなたの住居の状況について、下から該当する番号をそれぞれ１つずつ選び、下の回答欄に記入してください。

〈回答欄〉

	ひとり親家庭になる前	ひとり親家庭になった直後	現　　在
状　況			

（居住形態）

①民間賃貸住宅　②公営賃貸住宅（ＵＲ、府営、市営等）　③親・親族宅に同居

④持ち家　⑤社宅・社員寮　⑥母子生活支援施設（母子寮）　⑦その他（　　）

問１８　ひとり親家庭になってから、公営住宅に申し込んだことがありますか。

1. ある　2. ない　→<u>問 20 へ</u>

問１９　問 18 で「ある」と答えた方は、今までの申し込み回数を記入し、結果を選んでください。

申込み回数：　　回	結果：　当選して入居　・　まだ当選したことがない

【制度や施策等について】

問２０　次の制度や施策のうちあなたが知っているものはありますか。また、知っている場合は利用したことがありますか。それぞれの制度等につき、あてはまるところの数字に○印をつけてください。

制度・施策名		知っている		知らない
		利用あり	利用なし	
①	大阪府母子福祉センター	1	2	3
②	養育費相談支援センター	1	2	3
③	母子家庭等就業・自立支援センター	1	2	3
④	児童扶養手当	1	2	3
⑤	ひとり親家庭医療助成	1	2	3
⑥	母子寡婦福祉資金貸付制度	1	2	3
⑦	自立支援プログラム策定事業	1	2	3
⑧	母子自立支援員	1	2	3
⑨	一時保育事業	1	2	3
⑩	短期入所生活援助（ショートステイ）	1	2	3
⑪	夜間養護等事業（トワイライトステイ）	1	2	3
⑫	ファミリーサポートセンター事業	1	2	3
⑬	母子生活支援施設（母子寮）	1	2	3
⑭	公共職業訓練安定所（ハローワーク）	1	2	3
⑮	地域就労支援センター	1	2	3
⑯	福祉世帯向け公営住宅	1	2	3
⑰	教育訓練給付金・高等技能訓練促進費	1	2	3
⑱	高等職業技術専門学校	1	2	3

【その他】

問２１　ご意見・ご要望など何かありましたら、ご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました